

## 著作者人格権：公表権，氏名表示権，同一性保持権 著作権⑥ p195～208

著作者人格権：著作者の人格的利益（精神的に傷つけられないこと）を保護

### 1 公表権

未公表の作品を，公表するかしないか決定する権利

＜無断で公表されても公表されたことにならない＞

(引用) 32条 公表された著作物は，引用して利用することができる。

(教科用図書への掲載) 33条 公表された著作物は，学校教育の目的上必要と認められる限度において，教科用図書に掲載することができる。

(試験問題としての複製等) 36条 公表された著作物については，入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において，当該試験又は検定の問題として複製し，又は公衆送信を行うことができる。

(営利を目的としない上演等) 38条 公表された著作物は，営利を目的とせず，かつ，聴衆又は観衆から料金を受けない場合には，公に上演し，演奏し，上映し，又は口述することができる。

(保護期間の計算方法) 57条 著作物の公表後五十年の期間の終期を計算するときは，著作物が公表された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

★ 中田英寿事件 公表権 東京地裁 120229

★ 三島由紀夫手紙事件 東京高裁 120523 東京地裁 111018

### 2 氏名表示権

実名又は変名を，表示するかしないか決定する権利

### 3 同一性保持権

著作物及び題号の同一性を保持する権利

例外；学校教育，建築物，プログラム，止むを得ない改変

★ 俳句の添削事件 東京地裁 090829

★ 法政大論文事件同一性保持権 東京高裁 031219

★ ときめきメモリアル事件 最高裁 130213

★ 観音像仏頭部挿げ替え事件 知財高裁 220325

お寺にある観音像について，檀家から目が怖いという理由でお寺が新しく制作した仏頭部に挿げ替え，元の仏頭部を檀家あまり見ることのない別のお堂に載置した場合，元の観音像制作者は，その仏頭部を観音像制作当時の仏頭部に回復する措置を求めた。

(公表権)

第十八条 著作者は，その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し，又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても，同様とする。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は，その著作物の原作品に，又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し，その実名若しくは変名を著作者名として表示し，又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても，同様とする。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は，その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し，その意に反してこれらの変更，切除その他の改変を受けないものとする。